

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定
について

資料1 議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定
について

別紙 指定管理予定者の選定結果について

令和7年11月21日

健康福祉局

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市中原老人福祉センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番2号
(3) 設置条例	川崎市老人福祉センター条例
(4) 設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	①老人福祉センター事業に関する業務 ②利用の許可、利用証の発行に関する業務 ③利用者意見等の把握に関する業務 ④セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤施設等の維持管理に関する業務 ⑥老人福祉センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦寄付金及び寄贈物品等の受領等に関する業務 ⑧社会資源の活用等に関する業務 ⑨安全管理に関する業務 ⑩個人情報の保護に関する業務 ⑪情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ⑫本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業・調査への協力、支援に関する業務 ⑬災害時の対応に関する業務 ⑭職員の人材育成に関する業務 ⑮その他に関する業務
(6) 現在の管理者	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
(7) 現在の管理運営費	(令和7年度) 61,034,628円 (指定期間計) 244,479,211円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
所 在 地	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
代表者名	会長 今 富子
設立年月	昭和38年2月14日
資産総額	23億1,526万4,047円
職員数 又は従業員数	理事26人、監事3人、職員427人
設立目的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業概要 (令和6年度)	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 6 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 7 共同募金事業への協力 8 川崎市総合福祉センターの運営 9 福祉パルの受託運営 10 福祉人材バンクの業務の実施 11 ボランティア活動の振興 12 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見支援センター運営事業） 13 福祉サービス利用事業 14 ふくし相談事業 15 居宅介護等事業の運営 16 介護保険法に基づく第1号訪問事業の運営 17 障害福祉サービス事業の運営 18 生活福祉資金貸付事業 19 総合研修センター事業 20 社会福祉法人経営改善支援事業 21 地域生活支援SOSかわさき事業 22 老人いこいの家事業の運営 23 老人福祉センター事業の運営 24 老人福祉・地域交流センター事業の運営 25 その他この法人の目的達成のため必要な事業
決 算 (令和6年度)	事業活動収入計(1) 3,414,572,507円 事業活動支出計(2) 3,531,430,152円 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) <u>△116,857,645円</u> 施設整備等収入計(4) 1,019,110円 施設整備等支出計(5) 8,476,014円 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) <u>△7,456,904円</u> その他の活動収入計(7) 233,261,318円 その他の活動支出計(8) 85,772,089円 その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) <u>147,489,229円</u> 当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9) <u>23,174,680円</u> 前期末支払資金残高(11) <u>781,277,655円</u> 当期末支払資金残高(10)+(11) <u>804,452,335円</u>

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
施設の管理・運営の基本方針について	川崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」とする「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の基本理念を踏まえて、3つの基本方針、5つの重点項目を掲げ、本会の強みである1,300会員のネットワーク、地域福祉推進のノウハウをフルに活用することにより、中原老人福祉センター（以下、「センター」という）を、高齢者をはじめ多世代の利用に供する地域福祉の推進拠点として運営する。 市制101周年を迎えた川崎市とともに、地域福祉の理念を大切にしながら、引き続きSDGsの理念も踏まえ、持続可能な地域福祉の推進を地域の様々な主体と協同して一層の成長に向けた連携・共創の取組に注力していく。 1 3つの基本方針 「施設の管理・運営」については、センターを川崎市の地域包括ケアシステムにおけるいきがづくり・健康づくり・介護予防、地域交流、多世代交流を行う施設と捉え、3つの基本方針を定める。この方針に基づき、センターの管理・運営を行い、地域包括ケアシステム推進の一翼を担う。 （1）「自助」への支援 地区社会福祉協議会（本会の会員、全市で40地区）、民生委員児童委員協議会、ボランティア等のネットワークを通じて、センターの存在を地域住民に積極的にアピールし、利用促進を図る。各種講座の開催や健康相談等で「健康増進・介護予防」及び「いきがづくりの推進」を図るとともに、高齢者が社会・地域とつながりを保ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「自助」への支援につなげる。 （2）「互助」の推進 本会はこれまでも住民による地域福祉の推進を支援してきた。センターでは、ボランティアや自主グループ活動等での利用者同士の見守り・助け合い、地域活動、町内会・自治会、民生委員・児童委員等、各種の地域交流活動を結び付けていき、様々な住民が地域の福祉活動に参加する土壌を作る。 （3）「共助・公助」の活用支援 センターにおける利用者と職員の日常的な関わりを通じて、在宅福祉サービス、権利擁護サービスといった本会の社会サービスを周知するとともに、公的制度・事業の活用を紹介し、利用を促進する。区役所地域みまもり支援センターや地域包括支援センター等の関係機関とも連携し、地域住民を支援し、共

助・公助の活用により、高齢者等が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう支援する。

2 5つの重点項目

3つの基本方針に基づき、センターを地域の拠点施設として気軽に利用できるよう努める。利用者と職員との日常的なやり取りを大切にし、信頼関係を築き、サービスの向上と、利用しやすい施設を目指して、5つの重点目標を定める。

(1) 高齢者のいきがい・社会参加を促進させるため、本会が策定した「地域福祉活動推進計画」に基づき、自主活動や地域活動、自助団体活動、ボランティア活動等の支援を行う。

(2) 利用者やボランティア、地区社会福祉協議会等から得られる住民ニーズを踏まえ、各種事業の展開を図る。

(3) 幅広い世代に働きかけ、地域住民の交流を促すとともに、安全で快適な環境づくりと設備の充実を図る。

(4) 利用者等との信頼関係構築と円滑な施設運営のため、本会の人材育成計画に基づき、職員の能力開発（サービス意識の向上、知識・技術の習得 等）に取り組む。

(5) 本会の「組織経営計画」に基づき、効率的・効果的な管理・運営を行うとともに、費用対効果を考えた経費節減に努める。

3 本会の果たす役割と実践

本会は、昭和26年4月の発足以降、地域福祉の向上を目的に、行政、地域住民、関係団体等と連携して事業を展開してきた。今では地域の個人・団体・関係機関等1,300を超える会員団体で構成され、地域の多様な主体とネットワークを有していることが本会の強みである。時代の変遷とともに取り巻く環境の変化への対応と諸課題の解決に向けて、地域福祉の向上を推進する主体として安定的かつ継続的な内部統制の強化を図るとともに、地域課題に対して柔軟かつ積極的に実践してきた。

こうした実績をベースに、当センターの果たす役割は益々大きくなると考えている。地域の高齢者がより健康でいきがいのある豊かな生活が送れるよう、各種相談事業や教養・文化の向上及び健康保持増進等の各種講座の開催や多世代間交流・地域交流等諸事業を実施し、地域の高齢者の仲間づくり、いきがいづくり、交流の場として、引き続き高齢者福祉を積極的に増進するよう努めていく。

4 「一つの川崎社協」の提案

本会は、令和2年度に各区社会福祉協議会を合併し一つの社会福祉法人として地域福祉の推進に努めてきた。現在、7つの老人福祉センターは福祉部が所管し、安定的かつ継続的な内部統制の強化を図っている。また、各区老人いこいの家とも連携しながら、地域課題に対して柔軟かつ機動的に取り組んでおり、今回も「オール川崎社協」として指定管理事業に応募した。

	5 「一つの川崎社協」として一体となって取り組むメリット (1) 7区社会福祉協議会の事業実績・ノウハウの集積と全国社会福祉協議会をはじめとする他都市社会福祉協議会との連携・交流により、地域レベルから全国レベルまでの情報を収集することができる。 (2) 7区のセンターの利用者満足度、クレーム対応などの情報集約と共有を一斉に行うことで、個々のセンターの利用者対応、利用環境の改善、全市的なサービスの向上を図る。 (3) 各種の担当者会議を行うことで情報共有を図り、運営上の様々な課題の解決や、市内外の先進事例を検討・協議することを目的とした事業を横断的に行うことができる。また、他センターの実践を参考に新規事業や共通事業を企画・実施することができる。 (4) 本会のネットワークを活かし、地域課題や地域ニーズを的確に把握し、問題点や解決策をまとめ、行政への提案、保健医療福祉関係機関・団体との連携により、地域課題の解決に取り組む。
管理経費の縮減に対する取組について	1 管理経費縮減の考え方 本会は、指定管理事業を含め、全ての事業・予算の精査を行い、管理経費の縮減について取り組んでいる。地域福祉を推進していくためにも、安定的・継続的な法人運営が求められており、必要な管理経費を適正に計上する。管理経費の縮減は、単にコストを削減すれば良いものではなく、施設の修繕費は「安全・安心の確保」につながるため、このコストは確実に確保することが必要であり、また、単純に人員体制を縮小することは、「安全・安心」に逆行するおそれがある。したがって、本会は「安全・安心」が確実に担保されることを要件として、施設運営の安定性、継続性、さらには、運営の発展性を見据えた対応を図る。 2 具体的な取組 管理経費縮減の取組としては、水道光熱費の無駄をなくし、事務関係消耗品の節減に努める。また、施設の軽微な補修等については職員が行うことで節減を図る。 事務用品他の物品調達に際しては、常に在庫を確認するとともに複数業者の価格を比較して、無駄のないよう購入する。事務作業においても、使用済み用紙の裏面の再利用など、効率化を考慮して進める。また、館内を巡回し、各部屋やトイレ等の照明、空調、水道の状況等を確認して、水道光熱費の節減に努めるとともに、利用者にはごみの持ち帰りをお願いすることで、事業系ごみの削減に努める。
セルフモニタリングの考え方について	1 セルフモニタリングの考え方 本会は、老人福祉センターにおける利用者の声を受入れ、意見・要望をもとに自主的なモニタリングを実施し、より良いサービスの提供につなげるとともに安心・安全な施設環境を利用者に提供することで、常に適正な業務執行の確保とリスク回避

	の意識を醸成するものである。現場において利用者の声を聴く機会が多くあるため、そのニーズにあった即応的な対応が可能であるとともに、セルフモニタリングの内容を行政に報告し、公表というプロセスにおいて、活動内容のPRの機会や情報提供の場としても有効に活用できるものとする。 2 具体的な取組 年2回のセルフモニタリングチェックシートの実施や、利用者の満足度調査（全市統一のアンケート）、意見箱はもとより、日々の業務日誌に記載された内容（利用者数、活動団体、出来事など）、毎月実施する職員会議における職員からの情報提供や報告、回議中の決裁書類や回覧中の資料、館内清掃や設備メンテナンスの業者からの報告、日常的な利用者との会話に至るまで、日々の“セルフモニタリング”から細やかな情報を得て、利用者の利便性や快適性の向上を目指して、事業改善を柔軟に行っていく。 また、令和5年度に本会は組織改正を行い、福祉部の中に、7つの老人福祉センターと施設事業推進課を統括して、地域推進課・ボランティア活動振興センター・生活再建支援室の体制となり、従前以上に「地域福祉活動の拠点施設」としての位置づけが明確になった。このことにより、老人福祉センター等連絡会議として各種連絡会議を開催してきたものを、施設運営上の課題や情報を本会全体で共有するだけでなく、具体的な課題解決に向けて協議・検討・実施していく体制を整えるため、福祉部課長会議を毎月開催している。
その他の事業提案	1 広大な庭園の維持管理 当センターには、約1,300坪の広大な園庭があり、園庭には、季節の草花、園芸コーナー、パターゴルフ場などがあり、利用者の憩いの場となっている。庭園を良好な状態で維持管理するため、専門業者の試算では年間150人工の労力が必要とされている。予算上の制約もあり、全てを専門業者へ業務委託することは困難なため、職員による植栽作業も併せて実施し、庭園管理経費の縮減を図っていく。また、専門性の高い植栽作業を通常に配置されている職員だけで行うことは難しいことから、専門的な知識・経験を有する臨時職員（週1回勤務）を雇用し、日常的に良好な状態で庭園を維持管理していく。 2 老朽化した施設・設備の維持管理 当センターは、竣工から58年が経過し、施設・設備の老朽化は著しく、大規模修繕や設備更新の必要があるが、令和11年度に施設の移転が予定されているため、今後大規模な修繕等が実施される予定はなく、現状を前提に運営することになる。従前どおり軽易な補修作業は、職員が行うことで経費の縮減を図る。また、営繕を担当する臨時職員（週1回勤務、庭園管理業務と兼任）を雇用し、日常的に良好な状態で施設・設備を維持管理していく。

	3 日本体育大学と連携した講座の実施 当センター利用者の筋トレ教室実施の希望を受け、日本体育大学の地域貢献事業に応募し、令和4年度から「日体大院生による土曜日筋トレ教室」を開催している。高齢者向けトレーニングを研究テーマの一つする「菊池ラボ」の協力により、ラボ所属の大学院生が指導にあたっている。最新の研究に基づいた高齢者向けトレーニングは好評で、定員を上回る希望があるため、講座回数を年間3回（基礎的な筋トレ（2回）、有酸素運動（1回））に増やして実施している。また、土曜日開催としたことで、平日就労している60歳代の新規利用者の獲得や若い世代との交流にもつながっている。当センターと大学の双方にメリットのある取組であり、今後も日本体育大学との連携を強化し、講座内容の充実に努めていく。
--	--

6 収支計画

(単位：円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む）			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収 入	57,083,837	59,432,903	64,731,260	181,248,000
指定管理料	56,883,837	59,232,903	64,531,260	180,648,000
その他収入	200,000	200,000	200,000	600,000
支 出	57,083,837	59,432,903	64,731,260	181,248,000

川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

2 民間活用事業者選定評価委員会指定管理高齢者施設部会（2）委員

小林 俊子（神奈川社会福祉専門学校 講師）

尾石 恵美子（一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会副会長）

谷川 淳（公認会計士）

本所 靖博（明治大学 専任准教授）

村井 祐一（田園調布学園大学 教授）

3 選定理由

選定された団体の提案は、仕様書に定められた管理の基準を満たしており、また、事業計画等の応募書類、プレゼンテーションを通じて、選定基準に掲げた事項を総合的に評価した結果、指定管理予定者として選定された。特に次の点が評価された。

- ・施設設置目的への理解を踏まえ、地域に根差した施設として多世代交流や地域交流、施設の利用促進などの取組を提案し、その提案が期待を持てるものであること。
- ・当該施設の管理について安定した事業実績を有しており、事業の安定性や継続性の確保に関する取組において期待が持てるものであること。

4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者
①事業目的の達成とサービス向上への取組	500点	313点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	225点	130点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	125点	75点
④応募団体自身に関する項目	100点	62点
⑤応募団体の取組に関する事項	50点	32点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点
合計	1,000点	612点

5 提案額

(単位：円)

年 度	金 額
令和8年度	56,883,837
令和9年度	59,232,903
令和10年度	64,531,260
指定期間計	180,648,000